

公益財団法人東華教育文化交流財団は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度（第十四期事業年度）に以下の事業を行った。

（一）中国人留学生及び訪中留学生に対する奨学援助事業

（1）2023年度の奨学金支給実績は、次のとおりである。

① 中国人奨学生：	21名	2210万円
② 訪中奨学生：	15名	327万円
③ 華文教育奨学生：	4名	84万円
合 計：	40名	2621万円

当財団の設立から現在までの奨学金支給の累計は、次のとおりである。

① 中国人奨学生：	1017名	8億1166万円
② 訪中奨学生：	783名	1億3357万円
③ 華文教育奨学生：	38名	810万円

（2）奨学生懇談会の開催

東京近郊の大学・大学院に在学する中国人奨学生を2回、地方在住の中国人奨学生を1回招集し、奨学生懇談会を開催した。日本での留学中の日常生活、勉学を通じて得た成果や日本人学生との友好交流等について意見や情報を交換し、お互いの友情と親睦を増す機会として奨学生達から好評を博した。

（二）日中両国間の教育・学術・文化交流事業に対する助成金支給事業

日中間の教育・学術・文化交流に関わる事業に助成金を支給し、その事業の発展と成功に寄与した。

2023年度助成金支給実績：	11件	765万円
設立から現在までの助成金累計：	315件	3億0190万円余

なお、設立以来の奨学金と助成金の総支給額は、12億5523万円余となった。

（三）奨学生の募集と採用

（1）訪中奨学生の募集と採用

2023年6月1日から15日までの募集期間に、7名の応募があった。選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で前年度からの継続奨学生を含む訪中奨学生10名（新規6名、継続4名）の採用を決定した。

(2) 華文教育奨学生の募集と採用

2023年6月16日から30日までの募集期間に、2名の応募があった。華文教育基金管理運営委員会の選考審査を経た後、理事会で前年度からの継続奨学生を含む華文教育奨学生3名（新規2名、継続1名）の採用を決定した。

(3) 中国人奨学生の募集と採用

2023年11月1日から20日までの募集期間に、174名の応募があった。選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で前年度からの継続奨学生を含む中国人奨学生19名（新規10名、継続9名）の採用及び補欠採用者7名を決定した。

(四) 助成対象事業の募集と採用

2024年1月5日から20日までの募集期間に、日中間の教育・学術・文化交流に関わる助成対象事業を募集したところ、17件の応募があった。

選考審査委員会の選考審査を経た後、理事会で14件の事業の採用を決定した。

(五) 諸会議の開催

(1) 2023年5月25日 第47回理事会

- ① 2022年度事業報告及び計算書類等承認の件
- ② 第14回定時評議員会招集の件
- ③ 選考審査委員1名選任の件

(2) 2023年6月14日 第14回定時評議員会

- ① 2022年度計算書類等承認の件
- ② 2022年度事業報告の件
- ③ 2023年度事業計画書及び収支予算書等の件

(3) 2023年7月8日 第11回華文教育基金管理運営委員会

- ① 華文教育奨学生選考審査の件
- ② 2022年度事業報告及び決算報告について

(4) 2023年7月18日 第26回選考審査委員会

- ① 訪中奨学生の選考審査の件

(5) 2023年7月21日 第48回理事会（決議の省略の方法による。）

- ① 訪中奨学生採用決定の件
- ② 華文教育奨学生採用決定の件

(6) 2024年2月17日 第27回選考審査委員会

- ① 選考審査に関するガイドライン承認の件
- ② 2024年度助成対象事業選考審査の件
- ③ 2024年度中国人奨学生選考審査の件

(7) 2024年2月26日 第49回理事会

- ① 2024年度事業計画及び収支予算承認の件
- ② 2024年度資産運用計画承認の件
- ③ 2024年度中国人奨学生決定の件
- ④ 2024年度助成対象事業決定の件
- ⑤ 常勤理事報酬改定の件
- ⑥ 一般社団法人東京華僑総会との貸室賃貸借契約締結の件

(六) 基本財産及び特定資産の運用

資産運用規程及び資産運用計画に基づき、債券、投資信託及び預金により基本財産及び特定資産等の運用を行った。

(七) 寄付金の受領

当期中において、下記のとおり寄付を受けた。（敬称略）

- | | |
|----------|--------|
| (1) **** | 金20万円 |
| (2) **** | 金3万円 |
| (3) **** | 金180万円 |

以上

事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上